政府行動計画・ガイドラインの主な改正点

令和元年12月 内閣官房新型インフルエンザ等対策室

1 プレパンデミックワクチンの備蓄株変更 [政府行動計画・ガイドライン]

備蓄株の変更(H7N9)を実施するにあたり、プレパンデミックワクチンの備蓄株がH5N1であることを前提とした記載があるため、文言を修正するもの。

- 2 WHOにおけるパンデミックフェーズ改定に伴う変更 [政府行動計画・ガイドライン] WHOパンデミックインフルエンザフェーズ(平成29年改定)に基づき、文言を修正するもの。
- 3 特定検疫港等の追加 [政府行動計画・ガイドライン]

近年の訪日外国人旅行者の増加などを踏まえ、新型インフルエンザ発生時に検疫を実施する検 疫実施空港等を5空港・4海港から7空港・7海港とする。

- ※5空港(成田・羽田・関西・中部・福岡)→7空港(<u>千歳・</u>成田・羽田・中部・関西・福岡<u>・那覇</u>) 4海港(横浜・神戸・関門・博多)→7海港(横浜・神戸・関門・博多<u>・長崎・鹿児島・那覇</u>)
- 4 医療体制に関する情報提供・共有の強化 [ガイドライン]

現在非公表の帰国者・接触者外来の場所について、今後、新型インフルエンザ患者入院医療機関等の情報とともに厚生労働省のホームページに公開する。

5 その他文言の適正化 [政府行動計画・ガイドライン]

法務省の組織改編に伴い出入国在留管理庁に文言を修正する など

1 プレパンデミックワクチ ンの備蓄株変更について

【行動計画新旧対照表P5、13関係、ガイドライン新旧対照表P17、18関係】

プレパンデミックワクチンの今後の備蓄方針等について

1. プレパンデミックワクチンの当面の備蓄方針について

- 特定接種対象者に対し迅速に接種を行うためには、プレパンデミックワク チンの備蓄は当面必要とする。
- この際、1,000万人分備蓄するプレパンデミックワクチンとして、近年の鳥インフルエンザ発生の状況等から、検討時点において「危機管理上の重要性」が高いH7N9株(A/Guangdong/17SF003/2016(IDCDC-RG56N))とする。

<理由>

- 特定接種対象者に対し迅速に接種を行うためには、プレパンデミックワクチンの備蓄は当面必要と考えられる。
- これまで、「危機管理上の重要性」の高さについては、①人での感染事例が多いこと、②人での重症度が高いこと、③日本との往来が多い国や地域での感染事例が多いことの3つの観点から、総合的に評価し判断することとしている。
- このため、平成29年度までは、H5N1鳥インフルエンザウイルスのチンハイ株が該当していたが、平成29年以降はH5N1鳥インフルエンザの人での感染事例は4例にとどまった。一方、中国で流行しているH7N9鳥インフルエンザウイルスについては、①について、人への感染者数が、平成25年以降、1,567人報告されており、急激な増加が確認されていること、②については、このうち少なくとも613人の死亡事例が報告されており、重症度が高いこと、③については、中国は日本との往来が最も多い国であることから、現在確認されている亜型の中で最も危機管理上の重要性は高いと考えられる。
- ◇ さらにH7N9鳥インフルエンザウイルスのうち、高病原性から低病原性まで広く交差性を示すH7N9 株 (A/Guangdong/17SF003/2016(IDCDC-RG56N))を細胞培養によるワクチン製造候補株とするのが望ましい。

<留意事項>

- 細胞培養事業で整備を行った、一般財団法人化学及血清療法研究所(現、KMバイオロジクス株式会社)、 武田薬品工業株式会社及び北里第一三共ワクチン株式会社(現、第一三共バイオテック株式会社)においては、それぞれ、アジュバントの有無、種類が異なり、パンデミック時に発生した株との交差免疫等に違いがある可能性があるため、プレパンデミックワクチンの備蓄にあたっては、製造可能な各社から備蓄することが必要と考えられる。
- O <u>H7N9株については、現在備蓄されていないことから、危機管理上、製造可能なものから速やかに備蓄を開始することが必要と考えられる。</u>

政

行

動

○新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインには、プレパンデミックワクチンの 備蓄株がH5N1であることを前提とした記載があるため、備蓄株の変更を実施するにあたり、文言を修正する必要がある。

現行

新

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

〇 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

<u>我が国においては、プレパンデミックワクチンの製造に当たって、現在H5N1 亜型のインフルエンザウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1 亜型以外の</u>インフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルス<u>がH5N1</u> 亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

臨床研究の対象者については、WHOに助言している諮問委員会が提示している範囲を踏まえ、鳥インフルエンザ(H5N1)ウイルスを扱う研究者、鳥インフルエンザ発生時に防疫業務等に従事する者、医療従事者とするほか、積極的疫学調査に従事する者や、有効性・安全性等に関する正確な情報を分かりやすく情報提供した上で指定公共機関等で国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等とすることが考えられる。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、 備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

プレパンデミックワクチンは、亜型が異なるインフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスと同一の亜型であったとしても、パンデミックワクチンと比較すると、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

臨床研究の対象者については、WHOに助言している諮問委員会が提示している範囲を踏まえ、鳥インフルエンザウイルスを扱う研究者、鳥インフルエンザ発生時に防疫業務等に従事する者、医療従事者とするほか、積極的疫学調査に従事する者や、有効性・安全性等に関する正確な情報を分かりやすく情報提供した上で指定公共機関等で国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等とすることが考えられる。

※ガイドラインには上記の政府行動計画と同様の記載もあるため、同様の修正を行う。

(参考)新型インフルエンザ等対策政府行動計画 付属資料 の改正について

〇政府行動計画の主な語句等を説明した「付属資料」について、「パンデミックワクチン」の解説を本年5月の有識者会議で了承された文言どおりに(前ページ参照)修正する。

【修正前】

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

【修正後】

○ プレパンデミックワクチン

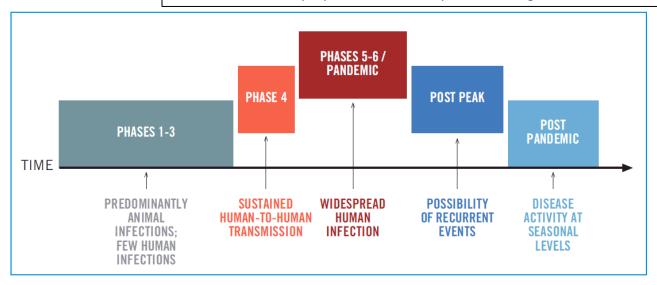
新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

2 WHOにおけるパンデミック フェーズ改定に伴う変更について

【行動計画新旧対照表P6~10関係、ガイドライン新旧対照表P2、3関係】

WHOパンデミックインフルエンザフェーズ(平成21年)

Pandemic influenza preparedness and response: WHO guidance document(2009) より抜粋



Oフェーズ1:

動物の中で循環しているウイルスがヒトにおいて感染を引き起こしたとの報告がない段階。

Oフェーズ2:

家畜または野生の動物の間で循環している動物のインフルエンザウイルスが、ヒトに感染を引き起こしたことが知られ、潜在的なパンデミックの脅威であると考えられる段階。

Oフェーズ3:

動物インフルエンザまたはヒトー動物のインフルエンザの再集合ウイルスが、ヒトにおいて散発例を発生させるか小集団集積症例を発生させたが、 市中レベルでのアウトブレイクを維持できるだけの十分なヒトーヒト感染伝播を起こしていない段階。

Oフェーズ4:

"市中レベルでのアウトブレイク"を引き起こすことが可能な動物のウイルスのヒトーヒト感染伝播またはヒトインフルエンザー動物インフルエンザの再集合体ウイルスのヒトーヒト感染伝播が確認された段階。

Oフェーズ5:

1つのWHO地域で少なくとも2つの国でウイルスのヒトーヒト感染拡大がある段階。

〇フェーズ6: (パンデミックフェーズ):

フェーズ5に定義された基準に加え、WHOの異なる地域において少なくとも他の1つの国で市中レベルでのアウトブレイクがある段階。

〇パンデミックピーク後:

ピーク後の期間は、パンデミックの活動が減少していると思われることを表すが、さらに別の流行波が発生するかどうかは不確かであり国々は第二波に備える必要がある段階。

〇パンデミック後:

インフルエンザ疾患の流行は季節性インフルエンザで通常見られる水準に戻る段階。

WHOパンデミックインフルエンザフェーズ(平成29年改定)

WHOのリスクアセスメントを考慮しつつ、各国が独自にリスクアセスメントを行い、それに基づいた対策を講じることが求められている。新しいパンデミック警戒フェーズの基準として、新型インフルエンザウイルスの世界的な拡がりに応じて4段階とし、新型インフルエンザウイルスの世界の平均的な流行状況を各国が理解するために使用するものとしている。

Pandemic phase

Alert phase
Interpandemic phase

[RISK ASSESSMENT]

Preparedness
Response

Recovery

WHO Pandemic Influenza Risk Management (2017) より抜粋

Pandemic phase

Interpandemic phase

[RISK ASSESSMENT]

Preparedness

- 〇パンデミックとパンデミックの間の時期(Interpandemic phase):
 - 新型インフルエンザによるパンデミックとパンデミックの間の段階。
- ○警戒期(Alert phase):

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が確認された段階。

〇パンデミック期(Pandemic phase):

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が世界的に拡大した段階。

〇移行期(Transition phase):

世界的なリスクが下がり、世界的な対応の段階的縮小や国ごとの対策の縮小等が起こりうる段階。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針より抜粋

く現在>

Ⅱ -7発生段階

本政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

(参考)新型インフルエンザにおける政府行動計画 の発生段階とWHOにおけるインフルエンザのパン デミックフェーズの対応表

本政府行動計画の発生段階	WHO のフェーズ
未発生期	フェーズ1、2、3
海外発生期	フェーズ4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	
	ポストパンデミック期

<今後>

Ⅱ -7発生段階

本政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOが公表する情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

(削除)

Ⅲ- 各段階における対策より抜粋

く現在>

海外発生期

- (1) 実施体制
 - (1)-1政府の体制強化
 - ②WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言 若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するとともに内閣総理大臣に報告する。(厚生労働省)

く今後>

海外発生期

- (1) 実施体制
 - (1)-1政府の体制強化
 - ②WHOが新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するとともに内閣総理大臣に報告する。(厚生労働省)

Ⅲ- 各段階における対策より抜粋

く現在>

- (4)予防・まん延防止
 - (4)-2 感染症危険情報 の発出等
 - ① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表の前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航の延期や退避の可能性の検討を勧告する。(外務省)
 - ② 国は、WHO が新型インフルエンザのフェーズ4 宣言若しくはそれに相当する公表又は急速に まん延する恐れのある新感染症の公表をした 等海外での新型インフルエンザ等の発生が確 認された場合、感染症危険情報を発出し、病原 性の程度を踏まえ、渡航の延期を勧告するとと もに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる 可能性や現地で十分な医療を受けられなくな る可能性、帰国に際し停留される可能性等に ついて情報提供を行う。(外務省)

く今後>

- (4)予防・まん延防止
 - (4)-2 感染症危険情報 の発出等
 - ① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑わる場合には、WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表する前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航の延期や退避の可能性の検討を勧告する。(外務省)
 - ② 国は、WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表をした等海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、病原性の程度を踏まえ、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性等について情報提供を行う。(外務省)

Ⅲ- 各段階における対策より抜粋

く現在>

- (4)-3 水際対策
 - (4)-3-1 発生疑いの場合の対策開始
 - ①国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言 若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表前であっても、質問票の配布等により入国時の患者の発見に努める。(関係省庁)

く今後>

- (4)-3 水際対策
 - (4)-3-1 発生疑いの場合の対策開始
 - ①国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOが新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延する恐れのある新感染症を公表する前であっても、質問票の配布等により入国時の患者の発見に努める。(関係省庁)

第2章 水際対策の実施方針より抜粋

く現在>

- 1. 総論
- ①WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若し くはそれに相当する公表又は急速にまん延する おそれのある新感染症の発生の公表を行ってい ない場合であっても、海外において新型インフル エンザ等が発生した疑いが強く、政府としての対 策を総合的かつ強力に推進する必要があると判 断される場合には、速やかに関係省庁対策会議 又は必要に応じ内閣総理大臣が主宰し全ての国 務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣 僚会議(以下「対策閣僚会議」という。)を開催する とともに、必要に応じ基本的対処方針等諮問委員 会の意見を聴いて、政府の初動対処方針につい て協議・決定し、水際対策を開始する。

く今後(案)>

- 1. 総論
- ①WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ内閣総理大臣が主宰し全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「対策閣僚会議」という。)を開催するとともに、必要に応じ基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府の初動対処方針について協議・決定し、水際対策を開始する。

第2章 水際対策の実施方針より抜粋

く現在>

- 1. 総論
- ②WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若し くはそれに相当する公表又は急速にまん延する おそれのある新感染症の発生の公表を行った場 合には、政府対策本部は、その病原性、感染者 が入国する可能性等を踏まえ、基本的対処方針 等諮問委員会の意見を聴きつつ、総合的に検討 を行い、基本的対処方針を決定する。ただし、現 場において混乱が生じないよう、在外邦人の帰国 や外国人の入国については、国内の受け入れ体 制(検疫所の体制、停留の収容能力等)と整合を 図る必要があることに留意する。

く今後(案)>

- 1. 総論
- ②WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合には、政府対策本部は、その病原性、感染者が入国する可能性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴きつつ、総合的に検討を行い、基本的対処方針を決定する。ただし、現場において混乱が生じないよう、在外邦人の帰国や外国人の入国については、国内の受け入れ体制(検疫所の体制、停留の収容能力等)と整合を図る必要があることに留意する。

第2章 水際対策の実施方針より抜粋

く現在>

- 3. 海外発生期の初動対応
- (2)政府対策本部の設置と基本的対処方針の決定
 - ①WHOが新型インフルエンザのフェーズ4宣言若 しくはそれに相当する公表又は急速にまん延す るおそれのある新感染症の発生の公表を行った 場合には、政府対策本部を設置する。同本部は、 WHOや諸外国の動向も踏まえつつ、病原性・感 染力等の病原体の特徴、流行の状況、発生地 域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人 権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及 び対策そのものが社会・経済活動に与える影響 を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委 員会の意見を聴いて(緊急を要する場合で意見 を聴くいとまがない場合を除く。) 基本的対処方 針を定め、感染症危険情報の発出、入国者の検 疫強化(隔離・停留・健康監視等)の実施、外国 人への査証発給の停止(外交・公用目的での渡 航及び緊急事案等を除く。) 等のうち実施すべき 対策を選択し決定する。

く今後(案)>

- 3. 海外発生期の初動対応
- (2)政府対策本部の設置と基本的対処方針の決定
 - ①WHOが新型インフルエンザに該当するインフル エンザ又は急速にまん延するおそれのある新感 染症の発生の公表を行った場合には、政府対策 本部を設置する。本部は、WHOや諸外国の動向 も踏まえつつ、病原性・感染力等の病原体の特 徴、流行の状況、発生地域の特性、その他の状 況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の 有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・ 経済活動に与える影響を総合的に勘案し、基本 的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて(緊 急を要する場合で意見を聴くいとまがない場合 を除く。) 基本的対処方針を定め、感染症危険情 報の発出、入国者の検疫強化(隔離・停留・健康 監視等)の実施、外国人への査証発給の停止 (外交・公用目的での渡航及び緊急事案等を除 く。)等のうち実施すべき対策を選択し決定する。

3 特定検疫港等の追加 について

【行動計画新旧対照表P11関係、ガイドライン新旧対照表P5、6関係】

入国者数推移



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入国者数	2,316	2,620	2,420	2,772	2,881	3,121	3,610	4,047	4,548	4,920
日本人	1,543	1,661	1,692	1,841	1,742	1,692	1,626	1,709	1,788	1,891
外国人	758	944	714	917	1,126	1,415	1,969	2,322	2,743	3,010
その他	15	15	15	14	13	14	15	17	17	19

(単位:万人)

特	例.	上陸	許	可

	H26	H27	H28	H29	H30
寄港地上陸	26	1.6	1.7	1.3	1.3
通過上陸	0.3	0.5	0.6	0.5	0.5
船舶観光上陸	-	107	194	245	234
乗員上陸	219	243	279	303	17 301

2018年 出入国管理統計

現行の検疫飛行場の現状等

○ 近年、国際線の着陸回数が大幅に増加している。

【主な空港における国際線の着陸回数(回)】

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
千歳	2, 874	3, 197	3, 101	3, 574	3, 786	4, 635	5, 779	7, 170	9, 310	10, 583
成田	86, 419	86, 258	81, 244	86, 677	87, 991	89, 299	90, 707	96, 275	98, 801	101, 494
羽田	6, 009	9, 124	18, 416	20, 044	20, 843	27, 670	32, 711	39, 377	42, 065	43, 339
中部	15, 902	15, 384	14, 768	15, 510	15, 657	16, 428	17, 918	19, 584	19, 496	19, 567
関西	37, 133	37, 571	37, 887	41, 933	42, 462	46, 604	56, 087	64, 628	67, 735	70, 197
福岡	7, 832	8, 237	8, 921	10, 865	10, 829	11, 707	14, 009	16, 383	18, 000	19, 560
那覇	1, 607	3, 281	3, 522	4, 293	4, 606	6, 499	8, 698	10, 396	11, 741	12, 500

(出所)国土交通省HP「暦年・年度別空港管理状況調書(H21~H30)」に基づき内閣官房新型インフルエンザ等対策室において作成

〇 検疫所では、定員を増員して検疫体制の強化を図っている。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
定員	864人	896人	909人	918人	910人	943人	966人 ※	1005人 ※	1044人	1117人	1158人

※: 訪日外国人旅行者の急増等のための緊急増員21人(検疫官)を含む。

(出所)厚牛労働省医薬・牛活衛牛局検疫所業務管理室統計



現在、特定検疫飛行場は5空港であるが、国際線の増加等に伴い5空港に次ぐ国際線の着陸実績がある千歳空港と那覇空港を新たに追加する必要がある。

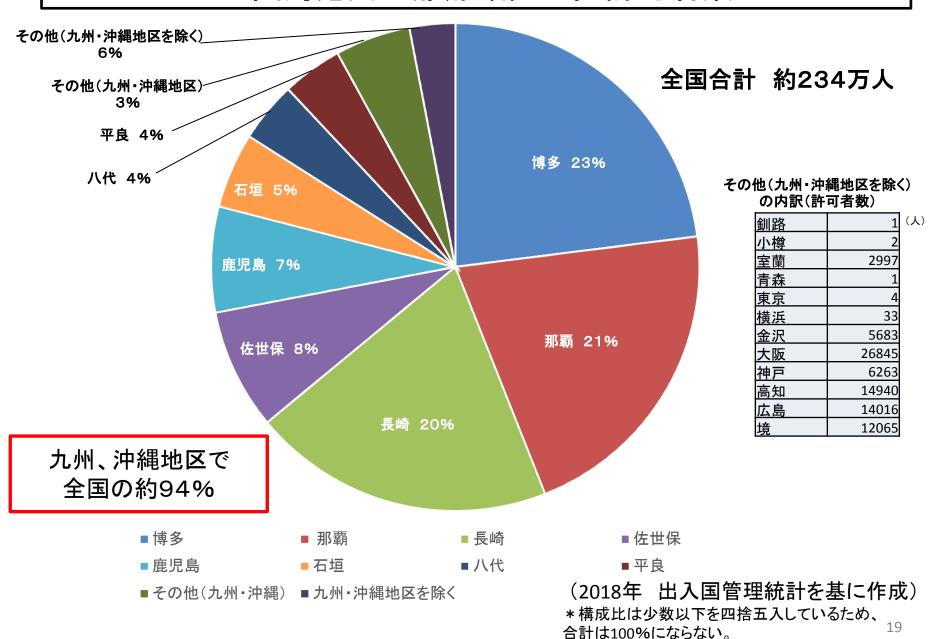
【参考: 平成30年度 空港別(**国際線**)着陸回数上位10空港。括弧内は着陸回数。】

1:成田(102,204)、2:関西(71,599)、3:羽田(43,737)、4:中部(20,077)、5:福岡(19,877)、6:那覇(12,805)、7:千歳(10,950)

8:北九州(1,612)、9:鹿児島(1,592)、10:広島(1,494)

(出所)国土交通省HP「平成30年度 空港別着陸回数順位」

全国海港別の船舶観光上陸許可者数



Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針より抜粋

く現在>

海外発生期

(4)-3-2 検疫の強化

- ③ 国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)
- ・旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び 福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場で の対応を検討する。
- ·客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応する。
- ・貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。

<今後(案)>

海外発生期

(4)-3-2 検疫の強化

- ③ 国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)
- ・旅客機等については特定検疫飛行場で、貨物 専用機については特定検疫飛行場以外の検疫 飛行場においても対応する。
- ・客船については特定検疫港で、貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。

第3章 検疫の実施より抜粋

く現在>

- 1. 検疫実施空港・港の集約化
- (1)基本的な考え方
- ① 検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、5空港、4海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場(以下「特定検疫港等」という。)に指定して、集約化を図ることを検討する。
- a 5空港(成田·羽田·関西·中部·福岡)
- b 4海港(横浜·神戸·関門·博多)
- (注1)特定検疫飛行場においては、発生国から来 航する旅客機の検疫実施場所を可能な限り限定す る。

(注2)貨物船については、上記以外の検疫港においても対応。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討する。

く今後(案)>

- 1. 検疫実施空港・港の集約化
- (1)基本的な考え方
- ① 検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、7空港、7海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場(以下「特定検疫港等」という。)に指定して、集約化を図ることを検討する。
- a 7空港(千歲·成田·羽田·中部·関西·福岡·那覇)
- b 7海港(横浜·神戸·関門·博多·長崎·鹿児島·那覇)

(注1)特定検疫飛行場においては、発生国から来 航する旅客機の検疫実施場所を可能な限り限定す る。

(注2)貨物船については、上記以外の検疫港においても対応。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討する。

4 医療体制に関する情報提供・共有の強化について

【ガイドライン新旧対照表P23関係】

医療体制に関する情報提供・共有の強化に伴うガイドライン修正案

- 帰国者・接触者外来の場所については、これまで公表していなかったが、国民に平時から一元 的な情報提供・共有を行うことにより、発生時に国民が迅速かつ適切に診断、治療を受けることが 可能となると考えられることから、今後、新型インフルエンザ患者入院医療機関等とともに厚生労 働省ホームページに公開することとした。
- 〇 これを踏まえ、ガイドラインの文言を以下のように修正する必要がある。

現行

帰国者・接触者外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。帰国者・接触者外来の場所については、帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない。

新

帰国者・接触者外来の対象者や役割等の情報について周知を行う。帰国者・接触者相談センターが相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合には、受診すべき帰国者・接触者外来を知らせる。



5 その他文言の適正化について

【行動計画新旧対照表 P2関係】

○「地域における医療体制等」の修正について

(改正理由)

サーベイランスにより、把握された流行の開始時期等の情報は、医療体制のみならず 学級閉鎖の検討等にも活用されるため、文言の適正化を図る。

【行動計画新旧対照表 P3関係】

○「に限って」の修正について

(改正理由)

「本項目では新型インフルエンザに限って記載する」とある一方で、行動計画P46 (「Ⅲ. 各段階における対策」中「海外発生期」の(4)-5-1-2の③) において、新感染症についての言及があるため、文言の適正化を図る。

(参考) 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(抄)

- (4)-5-1-2 パンデミックワクチン
- ③ 国は、新型インフルエンザウイルス株 (新感染症の場合は、病原体)の遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果を指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に伝達する。 (厚生労働省)

【行動計画新旧対照表 P5関係】

○「A-1:新型インフルエンザ医療型」、「A-2:重大緊急医療型」の修正について (改正理由)

表記誤りのため、文言の適正化を図る。

【行動計画新旧対照表 P5関係】

〇「協力を要請」の修正について (改正理由) 文言の適正化を図る。

【行動計画新旧対照表 P9関係】

○付番「①」の削除について

(改正理由)

②以降の記載が存在しないため、文書のルールに基づき削除する。

【行動計画新旧対照表 P11、12、17関係 ガイドライン新旧対照表 P6~8、22関係】

○「法務省」及び「入国管理局」の修正について

(改正理由)

本年の組織改編に伴い、「法務省」を「出入国在留管理庁」に、「入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に修正する。

【行動計画新旧対照表 P15関係】

○「犯罪情報に係る」の追記について

(改正理由)

広報啓発活動の趣旨を明確にするため、文言の適正化を図る。

【行動計画新旧対照表 P15関係】

○「、必要に応じ」の削除について

(改正理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項において、市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置することが義務として規定されていることから、文言の適正化を図る。

(参考) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(抄)

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を 設置しなければならない。

2 (略)

【ガイドライン新旧対照表 P1関係】

○「逸早く」の修正について

(改正理由)

本ガイドラインにおいては、「いち早く」で表記を統一している。

【ガイドライン新旧対照表 P9関係】

〇 政府専用機の人数の変更について

(改正理由)

政府専用機が平成31年4月1日にB-747からB-777へ機種更新されたため。

【ガイドライン新旧対照表 P10関係】

○「在宅勤務及び」の追記について

(改正理由)

「VIII 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において、業務を継続する際の感染対策の例として在宅勤務の実施が挙げられているため、「IV まん延防止に関するガイドライン」においても追記する。

【ガイドライン新旧対照表 P12関係】

○ 施設の使用制限等に係る説明図の変更

(改正理由)

施設の「区分」を、地方自治体が対策を検討する際に用いている「区分」に合わせる。

【ガイドライン新旧対照表 P13関係】

〇「事業者内保育事業」の修正について

(改正理由)

この本文における「事業所内保育事業」は、企業が設置する保育施設すべてを指すが、 子ども・子育て支援法の施行以後、「事業所内保育事業」とは児童福祉法上に基づき、 地域の児童も受け入れ一定の基準を満たし市町村から認可・確認を受けたものを指すた め、混同しないよう文言の適正化を図る。

【ガイドライン新旧対照表 P14~16関係】

〇「施設使用制限の要請等の対象であるa、bの施設一覧」の修正について (改正理由)

介護保険法等の法律改正に伴う事業名、根拠規定等の修正を行う。また、子ども・子育て支援法において新たに位置付けられた一時預かり事業等を追加する。

【ガイドライン新旧対照表 P19関係】

○「担当府省庁等」の修正について

(改正理由)

特定接種の登録事業者の一部には、集計した接種人数を担当府省庁ではなく地方自治体に報告する場合があるため、文言の適正化を図る。